

調査結果の概要(速報値)①

調査回答状況:1,125校/1,132校(調査時点:平成27年4月1日)

【内部規則等の総点検・見直しの状況】

①法令改正の趣旨・内容について、全学的に周知しましたか。

⇒「はい」 :1,119校/1,125校 (99.5%)

「いいえ」: 6校/1,125校 (0.5%) ※うち、募集停止大学:2校、平成27年4月開学大学:1校

・「はい」と回答した大学にお伺いします。具体的な周知方法について、該当するものを選択ください。
(複数選択可)

⇒「学内説明会を開催」:381校、「学内に文書で通知」:496校

「研修を通じて通知」:83校、「その他」(教授会、事務局会議、学内グループウェア 等):645校

②法令改正を受けて、内部規則等について、規定の改正など具体的な取組を行いましたか。

⇒「はい」 :1,097校/1,125校 (97.5%)

「いいえ」: 28校/1,125校 (2.5%)

・「いいえ」と回答した大学にお伺いします。その理由として該当するものについて選択ください。
(複数選択可)

⇒「現在作業中であり、未完了のため」:16校 ※うち、7月中完了予定:2校、9月中完了予定:1校

「その他」:12校 ※うち、募集停止大学:5校、27年4月開学大学:1校

③②において「はい」と回答した大学にお伺いします。総点検・見直し後の内部規則等について、全学的に周知しましたか。

⇒「はい」 :1,090校/1,096校 (99.5%)

「いいえ」: 6校/1,096校 (0.5%) ※8月のSD研修で周知予定、9月の教職員向けの研修会で説明予定 等

・「はい」と回答した大学にお伺いします。具体的な周知方法について該当するものを選択ください。

⇒「学内説明会を開催」:268校、「学内に文書にて通知」:501校 (複数回答可)

「研修を通じて周知」:45校、「その他」(教授会、事務局会議、学内グループウェア 等):652校

調査結果の概要(速報値)②

【学校教育法関係】

(1) 教授会の必置(第93条第1項関係)

① 教授会が必置の機関とされていますか。

⇒ 「法令改正前から、必置の機関とされている」：1,117校/1,125校(99.3%)
「法令改正後に、必置の機関とした」：8校/1,125校(0.7%)
「必置の機関とされていない」：0校/1,125校(0%)

(2) 学長の最終的な決定権の担保(第92条第3項、第93条第2項、第3項関係)

① 校務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されていますか。

⇒ 「法令改正前から、担保されている」：503校/1,125校(44.7%)
「法令改正後に、担保した」：615校/1,125校(54.7%)
「担保されていない」：7校/1,125校(0.6%) ※うち、募集停止大学:4校、9月末までに改正完了予定:1校

② 国立大学や法人化された公立大学については、教育公務員特例法に基づいて教授会に権限を認める規定が、改正法の趣旨に反するような形で残っていませんか。(対象:165校)

⇒ 「法令改正前から、残っていない」：91校/165校(55.2%)
「法令改正後に、当該規定を改正した」：73校/165校(44.2%)
「残っている」：1校/165校(0.6%) ※6月時点では改正済

(3) 重要事項に関する意思決定手続(第93条第2項関係)

① 第93条第2項に規定する重要事項について、学長が決定を行うに際して、教授会が意見を述べる ことが担保されていますか。

⇒ 「担保されている」：1,121校/1,125校(99.6%)
「担保されていない」：4校/1,125校(0.4%) ※募集停止大学:3校、9月末までに改正完了予定:1校

調査結果の概要(速報値)③

②第93条第2項第3号に規定する重要事項が、学長によって適切に定められていますか。

⇒「定められている」：1,053校/1,125校 (93.6%)

「定められていない」：72校/1,125校 (6.4%)

・「定められている」と回答した大学にお伺いします。「教育研究に関する重要事項」として定めた具体的な事項について、該当するものを選択ください。(複数選択可)

⇒「教育課程の編成」：972校/1,053校 (92.3%)

「教員の教育研究業績の審査」：705校/1,053校 (67.0%)

「その他」：680校/1,053校 (64.6%)

※学生の身分、表彰、懲戒又は除籍に関する事項：約45%

学内規則の改廃：約15% 組織の再編・編成：約8% 長期計画の策定：約5%

・「定められていない」と回答した大学にお伺いします。「教育研究に関する重要事項」として定める予定の具体的な事項について、該当するものを選択ください。(複数選択可)

⇒「教育課程の編成」：19校/72校 (26.4%)

「教員の教育研究業績の審査」：9校/72校 (12.5%)

「具体的には未定」：36校/72校 (50.0%)

「その他」：24校/72校 (33.3%)

※学生の学籍に関する事項：4校、組織の再編・編成：3校、募集停止大学：3校 等

(4)教授会の審議機関としての性格(第93条第2項、第3項関係)

①教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあることが、担保されていますか。

⇒「法令改正前から、担保されている」：354校/1,125校 (31.5%)

「法令改正後に、担保した」：764校/1,125校 (67.9%)

「担保されていない」：7校/1,125校 (0.6%) ※うち、募集停止大学：5校

(5)規則第26条第5項、第144条関係

①退学、停学及び訓告の処分の手続が、学長によって適切に定められていますか。

⇒「定められている」：1,095校/1,125校 (97.3%)

「定められていない」：30校/1,125校 (2.7%) ※募集停止大学：4校、9月末までに改正完了予定：1校 を含む

調査結果の概要(速報値)④

【国立大学法人法関係】

(1) 学長選考の基準の策定(第12条第7項関係)

① 学長選考の基準に、「学長に求められる資質・能力」、「学長選考の手続・方法」に関する具体的な事項が盛り込まれていますか。

①-1 「学長に求められる資質・能力」について

⇒ 「盛り込まれている」:37校/86校 (43.0%)

「次期学長選考の開始までに対応予定」:49校/86校(57.0%) 「盛り込んでいない」:0校/86校 (0%)

【「盛り込まれている」と回答した場合】

「学長に求められる資質・能力」について、各大学の特性やミッションを踏まえ、具体的に示されていますか。

⇒ 「はい」:37校/37校(100%) 「いいえ」:0校/37校 (0%)

①-2 「学長選考の手続・方法」について

⇒ 「盛り込まれている」:62校/86校 (72.1%)

「次期学長選考の開始までに対応予定」:24校/86校(27.9%) 「盛り込んでいない」:0校/86校 (0%)

【「盛り込まれている」と回答した場合】

「学長選考の手続・方法」について、学長選考会議自らが主体的な選考に当たって必要な情報を得ることができるような具体的な方法が盛り込まれていますか。

⇒ 「はい」:62校/62校(100%) 「いいえ」:0校/62校(0%)

② 教職員による意向投票を行っている場合、当該投票の結果をそのまま学長選考会議の選考結果に反映させるような選考方法となっていないですか。

⇒ 「法令改正前から、意向投票の結果をそのまま学長選考会議の結果に反映させるような選考方法ではない」:81校/86校(94.2%)

「法令改正後に、意向投票の結果をそのまま学長選考会議の結果に反映させるような選考方法を改めた」 :5校/86校(5.8%)

「意向投票の結果をそのまま学長選考会議の結果に反映させるような選考方法である」 :0校/86校(0%)

調査結果の概要(速報値)⑤

(2) 学長選考の基準の公表(第12条第8項関係)

学長選考会議の基準を定めた場合の基準の公表は、ホームページへの掲載その他の適切な方法において行われていますか。

⇒ 「はい(※)」 : 59校/86校(68.6%)

「次期学長選考の開始までに対応予定」: 27校/86校(31.4%)

「いいえ」 : 0校/86校(0%)

(※)「学長に求められる資質・能力」「学長選考の手続・方法」のうち、一方のみを整備・公表しており、もう一方は次期学長選考の開始までに対応予定の場合も含む

(3) 学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項の公表(第12条第8項関係)

学長の選考が行われたとき、学長選考会議が当該者を選考した理由及び学長選考会議における学長の選考の過程の公表は、ホームページへの掲載その他の適切な方法において行われる予定ですか。

⇒ 「はい」 : 86校/86校(100%)

「いいえ」: 0校/86校(0%)

(4) その他

①学長選考会議は、選考した学長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うこととされていますか。

⇒ 「法令改正前から、恒常的な確認を行うこととされている」: 5校/86校(5.8%)

「法令改正後に、恒常的な確認を行うこととした」 : 66校/86校(76.7%)

「恒常的な確認の在り方を検討中」 : 15校/86校(17.4%)

「恒常的な確認を行うこととしていない」 : 0校/86校(0%)

②学長の解任に係る申出に関する規則等について、整備されていますか。

⇒ 「法令改正前から、整備されている」: 73校/86校(84.9%)

「法令改正後に、整備した」 : 13校/86校(15.1%)

「整備中」 : 0校/86校(0%)

「整備する予定はない」 : 0校/86校(0%)